

手を取りあって始めよう!

# 農福連携 ガイドブック



栃木県

# 目次

1	はじめに	1
2	農福連携の取組パターンについて	2
	参考 福祉施設について	3
3	農作業の受委託に関すること ～農業者・福祉施設の皆さまへ～	
	(1) どんな農作業の受委託ができるのか	4
	(2) スムーズに農作業受委託を始めるための留意点	6
	(3) 農福連携マッチングについて	7
4	福祉分野の農業参入に関すること ～福祉施設の皆さまへ～	
	(1) 農地の利用について	8
	(2) 社会福祉事業者が農業参入する場合のフロー図	9
5	国や県による支援策	10
6	様々な農福連携の事例	12
	お問合せ先	14

## 1 はじめに

農福連携は、障害者が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を実現するとともに、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる取組です。

この取組は、近年、全国的に広がりを見せており、本県においても農作業を障害者福祉施設（以下、福祉施設）が請け負う取組を推進し、少しずつ成果が現れてきました。

そこで本書は、農福双方の関係者がより一層理解を深めることで、本県における農福連携の取組がさらに前進するよう、取り組む際のポイントを示し、ガイドブックとしてまとめたものです。



## 2 農福連携の取組パターンについて

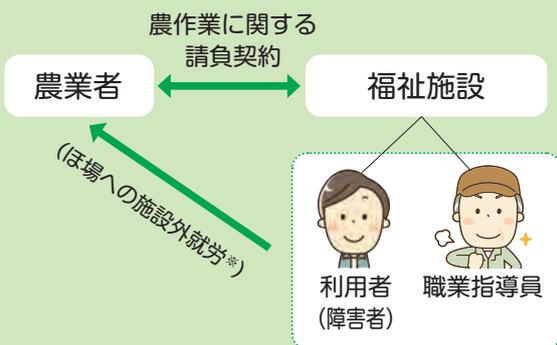
農福連携の取組には、農業者と福祉施設が、農作業に関する請負契約を締結する「①作業受委託型」のほか、農業者が障害者を直接雇用する「②直接雇用型」、福祉施設自らが営農を行う「③福祉による農業参入型」があります。本ガイドブックでは、以上の取組のうち、「①作業受委託型」、「③福祉による農業参入型」を中心として解説していきます。

「①作業受委託型」の取組については、P4～7を、「③福祉による農業参入型」の取組についてはP8～9をご覧ください。



### ①作業受委託型

農業者と外部の福祉施設が、農作業に関する請負契約を締結するパターン。



※施設に持ち帰って行う作業もあります。

### ②直接雇用型

農業者が障害者を正社員やパート社員として直接雇用するパターン。

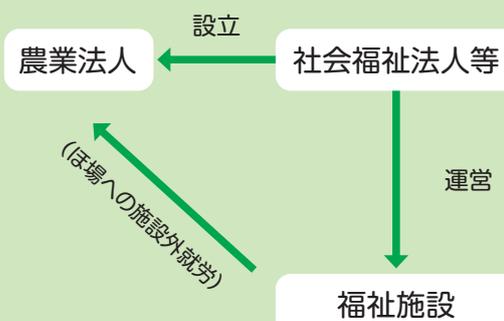


### ③福祉による農業参入型

福祉施設が自ら農業を行うパターン。



社会福祉法人等が農業法人を設立して農業を行うパターン。



→取組事例は P12～13 へ

## ●参考 福祉施設について

本ガイドブックにおける福祉施設とは、主に「障害者総合支援法」に基づく指定を受けて障害福祉サービスを行う「就労継続支援 A 型事業所」と「就労継続支援 B 型事業所」を指します。

それらの福祉施設のなかには、障害者の賃金や工賃向上に向けた生産活動のひとつとして農業に取り組んでいるところもあります。

### (1) 就労継続支援 A 型事業所

事業所と利用者（障害者）が、雇用契約を締結し、役務提供の対価として最低賃金以上の賃金を支給します。

### (2) 就労継続支援 B 型事業所

事業所と利用者（障害者）は、雇用契約を締結しませんが、役務提供の対価として工賃を支給します。

## ～福祉施設における農福連携に関するアンケート調査結果～

- 調査対象 県内で農福連携の実績や農福連携に関心のある就労継続支援 A 型、B 型事業所
- 調査期間 令和 2(2020) 年 9 月 9 日～9 月 25 日
- 回答数 90 事業所 ( 回答率 52% )

- ・農作業請負を実施したことがある事業所は、**67%**
  - ・自ら農業を実践している事業所は、**49%**
- 農業生産の規模は様々で、1 ha 以上耕作している事業所もあるが、多くが 10～20a

図 1 農作業請負に取り組むにあたっての課題

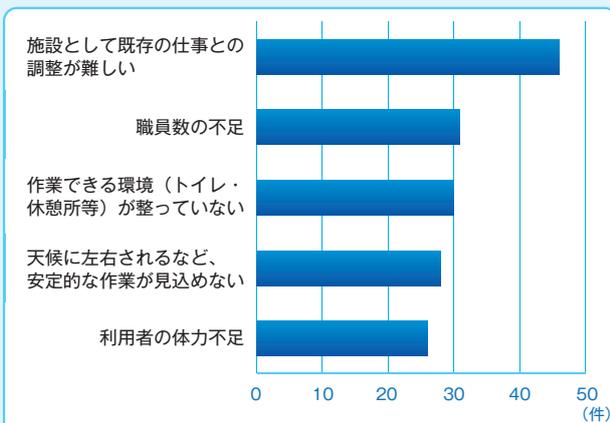
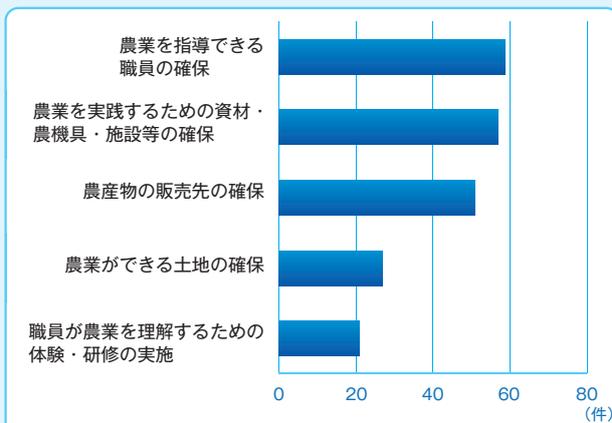


図 2 自ら農業を実践するにあたっての課題



回答のあった施設の 2/3 以上がすでに農作業請負に取り組んだことがあるんだね。うちの施設でも農作業受委託をはじめてみたいけど、どんな作業があるのかな？

## 3 農作業の受委託に関すること ～農業者・福祉施設の皆さまへ～

### 3-（1） どんな農作業の受委託ができるのか

栃木県では、農福連携の取組のうち、これまで、主に「作業受委託型」を推進してきました。その結果、県内では、いちご、にらなどを中心に収穫や除草などの様々な農作業の受委託が行われています。

#### ～県内で行われている作業受委託例～

品目	作業内容
いちご	収穫、葉かき（古葉のかき取り）、箱折り（いちごのパックを入れる箱の組立）
にら	収穫、除草、捨て刈り（柔らかいにらを収穫するために、固くなったにらを刈り取る）
なし	剪定枝・落ち葉拾い（なしの収穫後に切った枝や落ち葉を拾い集める）
花き	収穫、芽かき（収穫に備え不要な芽を取り除く）、定植（ポット等で生育した苗を畑に植え替える）
豆類	選別（出荷できる豆とできない豆を分ける）、除草

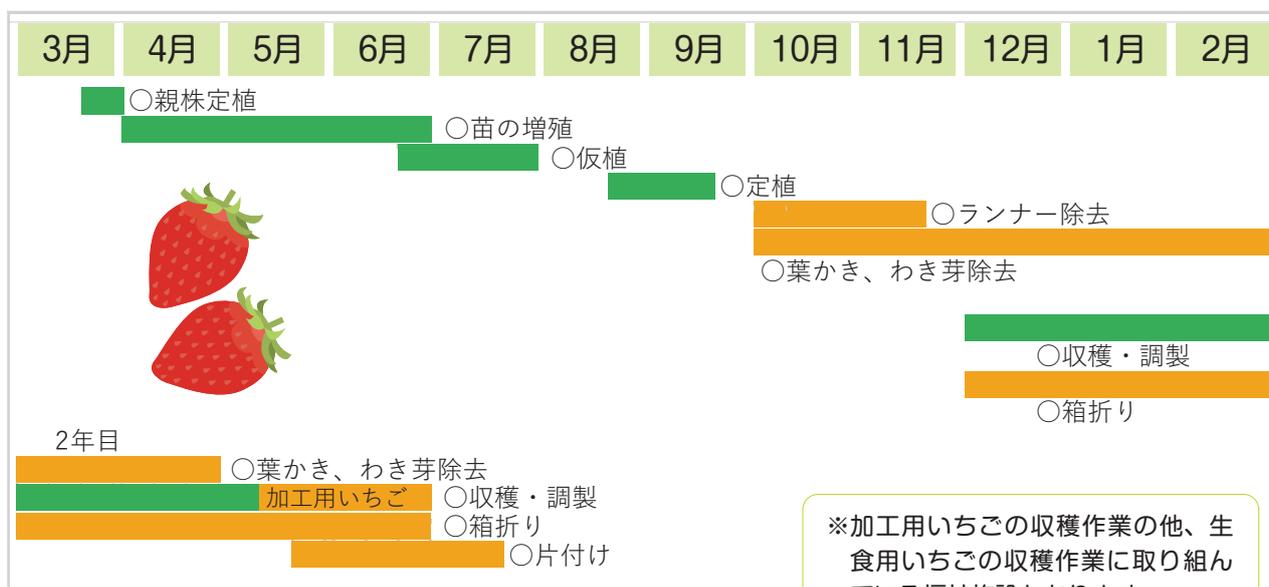
#### 作業受委託をはじめるときのポイント① ～農業者・福祉施設の皆さまへ～

農作業には、年間を通して、作物に応じた様々な工程があります。

農業者の方は、労働力を必要とする農作業は何なのか、また、福祉施設においては障害者が取り組みやすい農作業は何なのか、双方がしっかりと話し合った上で、できる作業から受委託を始めていくとよいでしょう。

#### ●いちごの通年作業＜例＞

※一連の作業を **緑線**、農福連携で取り組みやすい作業を **黄線** で示しています。



※加工用いちごの収穫作業の他、生食用いちごの収穫作業に取り組んでいる福祉施設もあります。

## 作業受委託をはじめるときのポイント② ～福祉施設の皆さまへ～

いくつかの品目の農作業受委託を組み合わせることで、1年を通して農作業を請け負うことも可能となります。障害者の就労の場の拡大や工賃向上に向けては、既に取り組んでいる作業に加えて農作業受委託を組み合わせると効果的です。

福祉施設としての業務が少ない時期に、新たに農業を取り入れることができるか検討してみましょう。

### ～福祉施設における作業の組み合わせ例～

 ：外部からの請負・作業受託

 ：福祉施設が独自に実施する業務

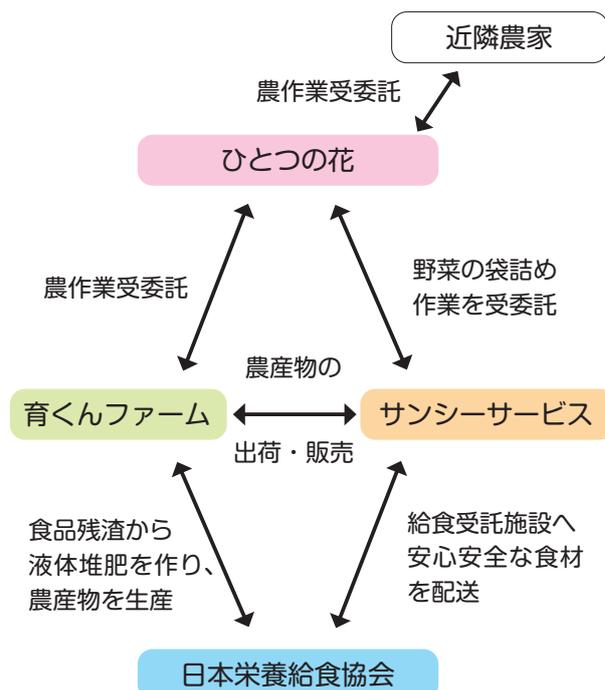
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
施設外	農福関連		加工いちごの収穫	にらの除草	里芋の収穫
	それ以外	町内農産物の移動販売（月2回）			
施設内	農福関連	大豆出荷選別作業			いちごの箱折り作業
	それ以外	販売会出店、自主製品の販売（月1回）			
		企業の工場内にて 廃材の分解作業			
		自主製品の製造…弁当・惣菜・パン・菓子・雑貨小物等			

### 通年で作業を受託している事例

#### 特定非営利活動法人ひとつの花

特定非営利活動法人ひとつの花（福祉施設）では、グループ会社である農業生産法人（株）育くんファームから、ねぎ・小松菜など露地野菜を中心に約15品目について、除草・出荷などの作業を通年で受託しています。

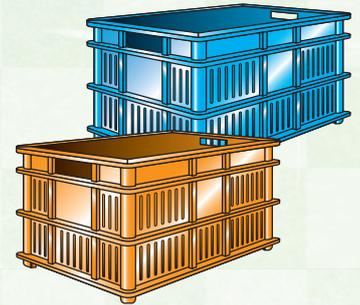
また、グループ会社であるサンシーサービス株式会社から委託を受け、農産物の袋詰め作業を実施しています。その他、県の農福連携マッチングを活用し、近隣の農家から、にらの除草や捨て刈り、加工用いちごの収穫作業なども請け負っています。これらを組み合わせることで、通年で作業を受託しています。



## 3-(2) スムーズに農作業受委託を始めるための留意点

### ● 農業者の方へ

- ・ 障害者が最初から手早く作業ができるとは限りません。
- ・ 個人差もあるため、農作業に慣れるまで時間がかかる場合もあります。
  - まずは、「障害者を知る」といった心持ちで臨みましょう。
  - 時間や作業量に余裕を持った依頼をしましょう。
- ・ 障害者は、曖昧な作業の指示では理解が困難な場合があります。
  - 施設の職員に対しても、具体的な指示を心がけましょう。  
例：手のひらからはみ出る長さの枝は捨ててください。(剪定枝片付けの場合)
  - 施設の職員が障害者に指導しやすい道具等の工夫を心がけましょう。  
例：収穫・出荷ができるものを写真付きで示した説明書の作成  
カラーコンテナの活用（視覚的に仕分けを容易にする）



### ● 福祉施設の方へ

- ・ 迅速な意思決定を心がけましょう。
  - 依頼する農業者には、すぐにでも人手を必要としている方もいます。
- ・ 利用者の特性を伝えましょう。
  - 作業前に、作業に携わる利用者それぞれの特性を農業者に伝えましょう。
- ・ 職員は利用者の指導・サポートに注力しましょう。
  - 施設の利用者への作業の指導は、施設の職員が行うものであるとの意識を十分に持って臨みましょう。
  - 事前に農業者から作業内容を確認するとともに、施設の職員が作業を体験しましょう。



### ● 作業効率化のポイント ～農業者と福祉施設の皆さまへ～

- ・ 作業をできるだけ細分化しましょう。
  - 障害者は、複雑な作業が苦手な方もいます。
  - 依頼したい作業が、いくつかの工程に分解できるか確認しましょう。
  - まずは分解した作業のうちの一つを依頼するなどの工夫をしましょう。複雑な作業でも、工程を細分化することで働きやすくなり生産性の向上も可能になります。



#### [例1：いちごの葉かき作業]

- ①ランナーの除去と②古い葉の除去  
2つの作業に分解
- 初日はランナーの除去作業、次の日は古い葉の除去作業を受委託

#### [例2：ねぎの出荷に係る調整作業]

- 運搬、皮むき、大きさ揃え、箱詰め等に  
作業を分解したうちの一つの工程を受委託
- 利用者の特性を考慮して、分解したそれぞれの工程を分担して作業

### 3-(3) 農福連携マッチングについて



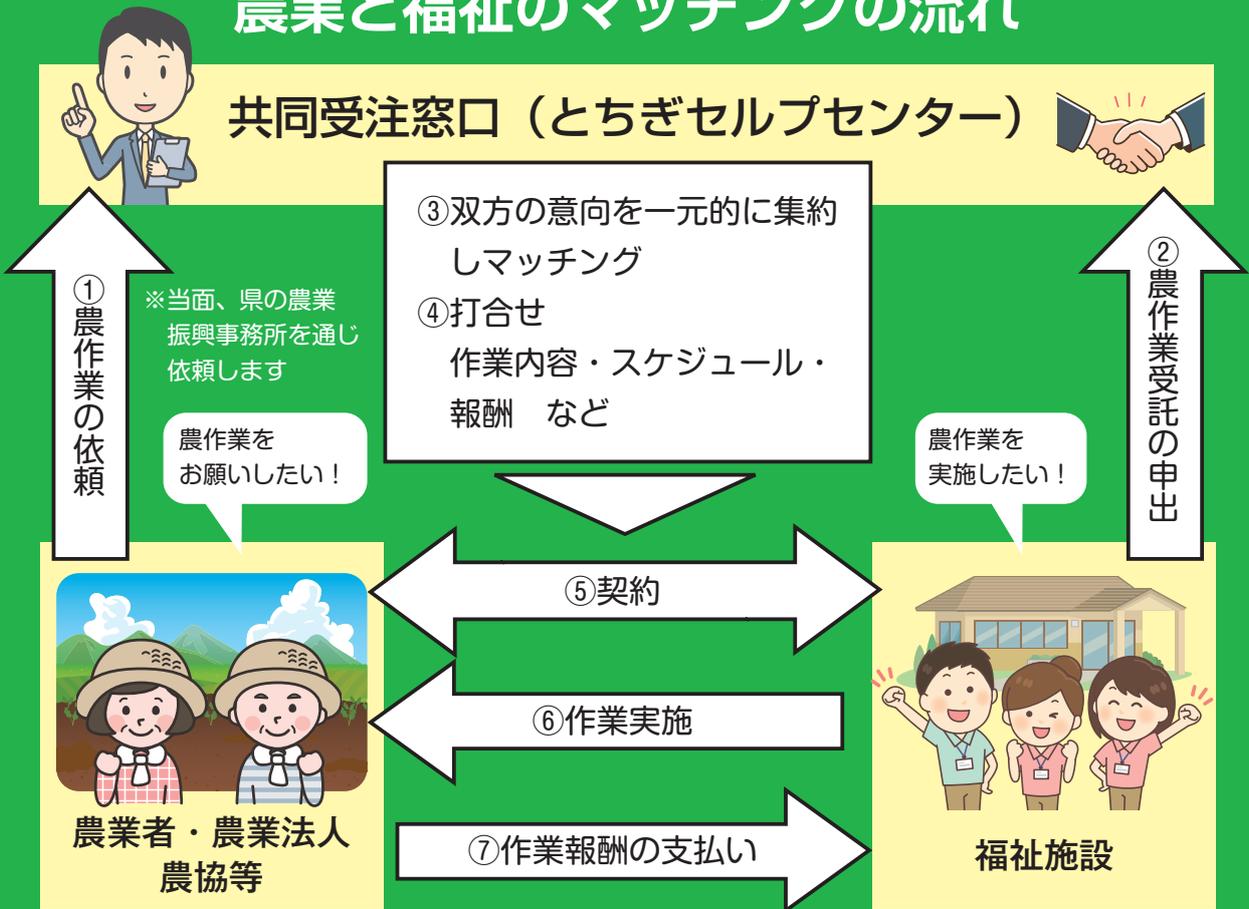
## 農福連携に取り組んでみませんか？

栃木県では、平成30年度から、「とちぎセルフセンター\*」を核に、県内の農業者と福祉施設の意向を一元的に集約し、適切な連携先を紹介する「農福連携マッチング」を進めています。

農福連携マッチングでは、とちぎセルフセンターが共同受注窓口となり、県農業振興事務所もサポートしながら農作業受委託までの手続きを進めています。特に初めて農福連携に取り組む場合、有効です。マッチングに参加したい意向や、確認したい点がありましたら、P14のお問合せまでご連絡ください。

\*「セルフ」とは、英語の Self-Help（自助自立）から作られた造語です。「とちぎセルフセンター」は、県内の福祉施設で働く障害者の自立と社会参加を目的として設立され、セルフ商品をより多くの方に広めるためのPR活動等を行っています。

## 農業と福祉のマッチングの流れ



各ステップにおいては、「作業依頼書」、  
「農作業受託申出書」等の書類の提出が必要となります。  
各申請書類については、こちらをご覧ください。



## 4 福祉分野の農業参入に関すること ～福祉施設の皆さまへ～

福祉施設が自ら農業に取り組む場合、その目的は、障害者の就労支援の充実や工賃向上、あるいは経営の発展など様々です。農業を実践するにあたって、農地を利用(所有又は貸借)する場合は、農地法等の手続が必要です。農業参入をお考えの福祉施設の皆さまは、以下を参考にしてください。

### 4-(1) 農地の利用について

農地を所有、貸借するためには、「農地法」に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

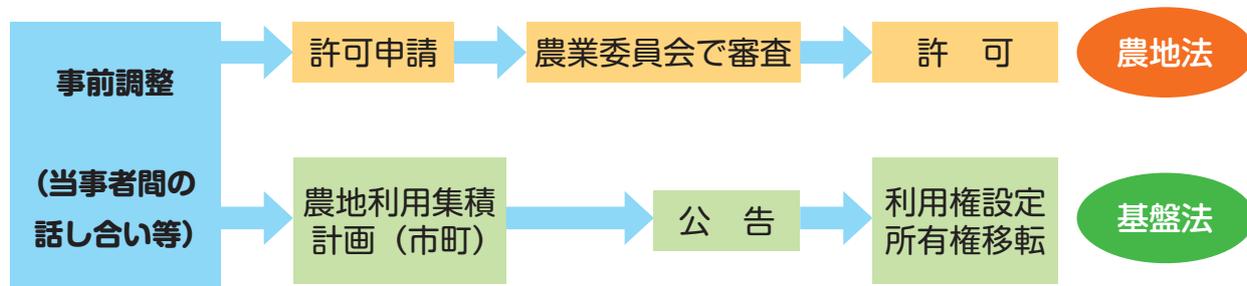
許可の要件には、耕作面積が市町が定める農地の下限面積(原則 50a。地区によってはそれ以下で個別に設定)を上回ることや、法人の場合は農地法で定める農地所有適格法人の要件を満たす法人であること等があります。

ただし、社会福祉法人等の非営利法人が社会福祉事業等の目的のために農地を利用する場合は、農地法の特例(P9 参照)により農地を所有、貸借することができます。

また、農地法の許可以外では「農業経営基盤強化促進法(基盤法)」に基づく手続等を行う方法もあります。

農地を所有、貸借したいときには、その農地が所在する市町の『農業委員会』に相談をしてください。

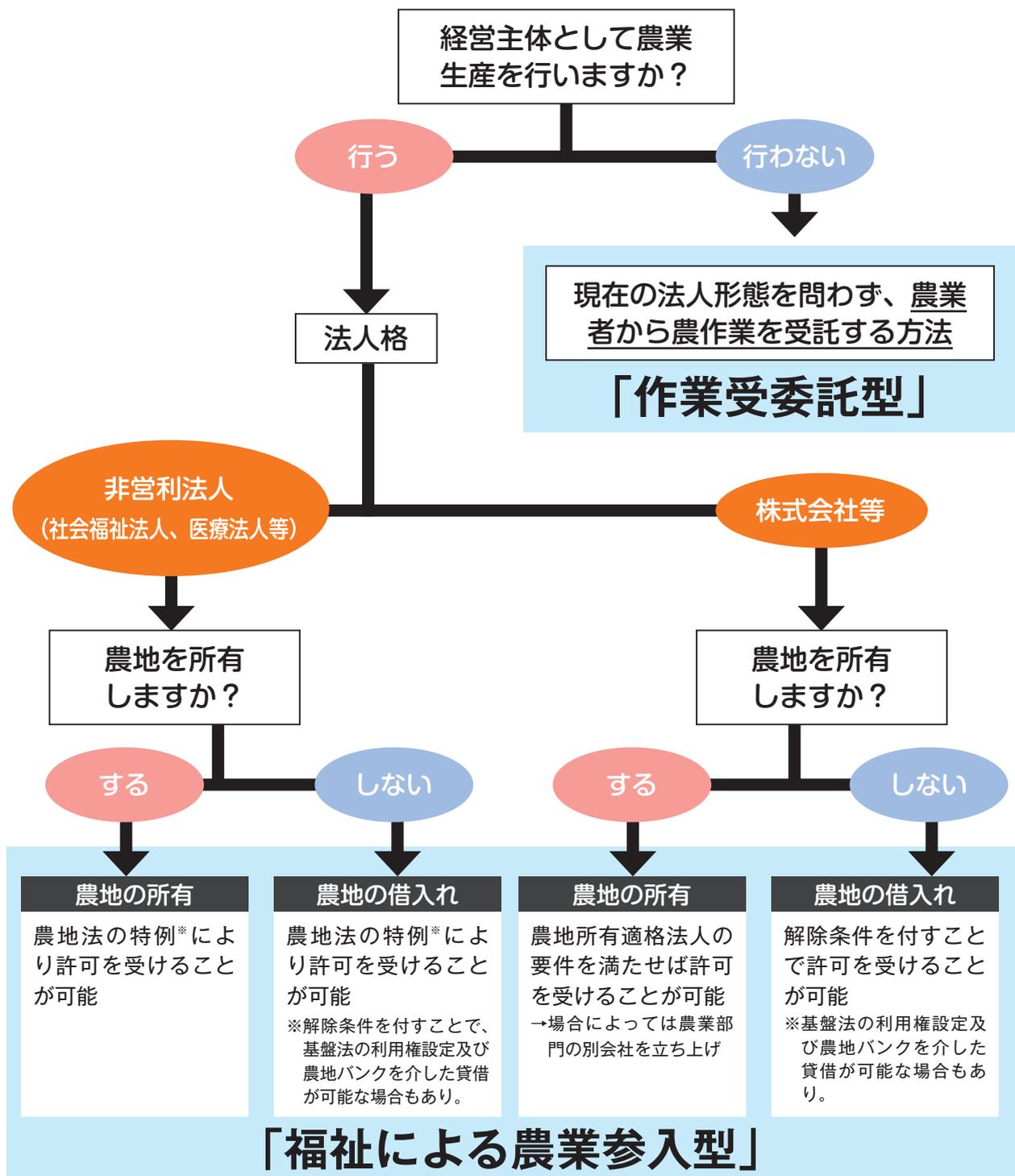
#### 《手続フロー図(概略)》



※基盤法の手続の場合には、経営規模や生産方式など市町が定める基本構想に合致する必要がありますが、農地法に比べて手続きが簡素な利点があります。



## 4- (2) 社会福祉事業者が農業参入する場合のフロー図



### ※農地法の特例

社会福祉法人や医療法人などの非営利法人が社会福祉事業等の目的に農地を利用する場合は、下限面積や農地法で定める農地所有適格法人の要件等を満たさなくても農地法の許可を受け、農地を所有、貸借することができます。

例 1) 障害福祉サービスにおける園芸療法の一環として小規模な農業に取り組む場合

例 2) 障害福祉サービスにおいて本格的な農業生産を行い、事業所が農業生産活動によって得た収益を原則として全て利用者の工賃に充てる場合

## 5 国や県による支援策

※事業内容は令和2(2020)年度時点

障害者の工賃向上や就労・雇用等を目的として農業に取り組む際に必要な農業用機械・設備や農作業の指導等に携わる臨時職員に要する経費などについて、県や国から支援を受けることができます。

### 「作業受委託型」に対する支援 ※県による支援

#### ○ユニバーサル農業就労環境支援事業

農業者と福祉施設が継続的に農作業等を受委託する取組に対し、農作業の指導等に携わる臨時職員に要する経費や、作業環境改善に要する経費を支援します。

- 事業実施主体：農業者と社会福祉法人等で構成する団体
- 補助対象、補助率、補助金額は以下のとおり

	対象経費	内 容	補助率	補助金上限額
1	農作業の指導等に携わる臨時職員に要する人件費	福祉施設の職員に対する農作業の指導者を臨時雇用	10/10	10万円
2	作業環境改善に要する費用	障害者が農作業をする際に必要な、道具や資材の購入※資材の取り付け等に係る工事費や人件費等は補助対象外となります。	1/2	10万円

#### ●実施要件：

- ①農業者等と社会福祉法人等とで団体（代表者と規約の定めがある団体）を設立して、農作業等の受委託を年間30人日（障害者数×就労日数）以上実施していただきます。
- ②会議等を開催して、農作業等の内容、スケジュール等を検討していただきます。
- ③事業実施年度から3年間、実施状況報告書を提出していただきます。



※実際に購入した農用腰掛車

#### ■ユニバーサル農業就労環境支援事業を活用した事例

宇都宮市上河内地区の「有限会社 山口農園」では、当事業を活用し、農用腰掛車やポータブルトイレの購入や、農作業指導の臨時職員を雇用する際の費用に充てたことにより、農作業に取り組みやすい環境を整えることができました。

## 「福祉による農業参入型」に対する支援 ※県による支援

### ○農業専門家派遣事業

農産物の栽培技術向上や安定的な生産を図り、障害者の工賃向上を目指すため、農業技術に係る指導や助言を行う農業アドバイザーの派遣を受けることができます。

- 事業実施主体：県内の就労継続支援 A 型、B 型事業所
- 支援内容：福祉施設職員及び利用者に対する、農業に関する技術や知識・経験に基づく営農に関する指導又は助言
- 派遣回数：1 会計年度につき原則 5 回まで（県が必要と認める場合は 7 回まで）



## 「作業受委託型」「直接雇用型」「福祉による農業参入型」に対する支援 ※国による支援

### ○農山漁村振興交付金（農福連携対策）

障害者の工賃向上や就労・雇用等を目的として農業に取り組む際に必要な農業用機械・整備等について、農山漁村振興交付金を活用できます。

#### ①農福連携整備事業

- 事業実施主体：社会福祉法人、農業法人、民間企業等
- 補助金額：200 ～ 1,000 万円
- 交付率：1/2 以内
- 補助対象：障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要となる農業生産施設及び加工・販売施設等の整備に係る費用



#### ②農福連携支援事業

- 事業実施主体：社会福祉法人、農業法人、民間企業等
- 補助金額：上限 150 万円
- 補助率：定額
- 補助対象：農福連携の取組において、障害者が働きやすくなるために実施する農業技術習得の研修等に係る費用



※募集の時期は年数回、農林水産省の HP に掲載されます。

## 6 様々な農福連携の事例

県内では、農業と福祉を核として地域の人々を結びつける農福連携の取組が広がっています。

### 地域ぐるみでの農福連携

就労継続支援 B 型事業所ハート飛山では以前よりしいたけや花苗の栽培を行っていましたが、出荷先がなかったり、品質が安定しなかったりと苦戦していました。工賃を上げるため、平成 26 年頃から宇都宮市清原地区の農家と農福連携を行っています。農業者に利用者を知ってもらえたことで、施設以外で利用者を見守ってくれる人が増えました。

また、共同で「プチ・マルシェきよはら」という直売所を設立し、育てた野菜や果物、障害者が作ったパンや焼き菓子を定期的に販売することで、活動の輪をさらに広げています。



### にら生産における障害者雇用

上三川町の坂本典子氏は、県の農福連携マッチングを活用し、複数の福祉施設と、にらの除草・生育管理・捨て刈り等、農作業の受委託を実施してきました。当初、障害者は慣れない作業のため速度がゆっくりでしたが、同じ作業を根気強く繰り返すことで、徐々に作業速度が速くなっていきました。そして令和元年から、作業に従事していた施設利用者 1 名を正社員として雇用しています。



※写真は令和元年度農福連携インターンシップの際に坂本氏の農場で撮影したものです。

## 農と福祉をつなぐ組織活動

平成 27 年、4 軒の農家と社会福祉法人ブローニュの森、両毛病院で「ANSOKU 農と福祉をつなぐ会」が発足しました。ブローニュの森が事務局となり、運営会議や総会を行い、お互いの意見を聞きながら農福連携を行っています。同会は会費制で運営をしており、長ぐつや帽子など、農作業に必要な経費を負担する仕組みも作っています。

当初は、ハウス内の軽作業から始まり、今ではさまざまな農作業を受委託しています。さらに、生産した農産物を会員施設に直接販売したり、イベントに出店し一般の方への販売を行うなど販路拡大にも積極的に取り組んでいます。



## 民間企業によるグループ内農福連携

大田原市にある地域密着型の建設会社であるマルホ建設株式会社が、農家の労働力不足、障害者や高齢者に働く場がないといった地域課題を解決するため、地元の廃校校舎を活用し、就労継続支援 A 型事業所ポラリスを立ち上げ、地域障害者、高齢者、子育て世代の主婦の雇用を創出しました。さらには地域の農業の担い手として農業法人マルホファームを設立し、周辺農家や福祉施設と連携を図ることで活動の幅を広げています。

さらに、令和元年より、農山漁村振興交付金（山村活性化対策）を活用し、同市須賀川地区において、耕作放棄地となった茶畑の再生に取り組んでおり、栽培や加工作業に農福連携を取り入れています。



## お問合せ先



### 福祉施設の皆様

とちぎセルプセンター	TEL : 028-622-0433
保健福祉部障害福祉課	TEL : 028-623-3020

### 農業者の皆様

農政部農政課	TEL : 028-623-2288
河内農業振興事務所 (宇都宮市・上三川町)	TEL : 028-626-3076
上都賀農業振興事務所 (鹿沼市・日光市)	TEL : 0289-62-5236
芳賀農業振興事務所 (真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)	TEL : 0285-82-4720
下都賀農業振興事務所 (栃木市・小山市・下野市・壬生町・野木町)	TEL : 0282-23-3425
塩谷南那須農業振興事務所 (矢板市・さくら市・那須烏山市・塩谷町・高根沢町・那珂川町)	TEL : 0287-43-1252
那須農業振興事務所 (大田原市・那須塩原市・那須町)	TEL : 0287-23-2151
安足農業振興事務所 (足利市・佐野市)	TEL : 0283-22-2355



栃木県ホームページ  
農福連携 (ユニバーサル農業)



Facebook ページ  
とちぎユニバーサル農業



# 農福連携ガイドブック

令和3年1月発行

栃木県農政部農政課 食育・地産地消担当

TEL : 028-623-2288

FAX : 028-623-2340

E-mail : nousei@pref.tochigi.lg.jp